

飲料自動販売機設置に係る契約書（案）

大竹市（以下「甲」という。）と●●●●●（以下「乙」という。）とは、大竹市が所有する大竹市玖波駅西口駅舎用地の一部場所（以下「設置場所」という。）において、飲料自動販売機（以下「自動販売機」という。）を設置することを目的として、次の条項により契約を締結する。

（信義、誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（設置場所）

第2条 設置場所は、大竹市玖波二丁目地内とし、詳細は別図のとおりとする。

（指定用途等）

第3条 乙は、設置場所を直接、自動販売機設置（以下「指定用途」という。）のために供しなければならない。

2 乙は、設置場所を指定用途に供するに当たっては、仕様書に記載の自動販売機の規格及び条件並びに遵守事項等を遵守しなければならない。

（設置期間）

第4条 設置期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（契約更新等）

第5条 前条に定める設置期間満了時において、本契約の更新（更新の請求によるものを含む。）は行わず、設置期間の延長も行わないものとする。

（売上手数料）

第6条 期間内の売上手数料は、乙が設置した全自動販売機の売上金額に、●●.●パーセントを乗じた金額（消費税及び地方消費税相当額円を含む。）とする。

2 乙は、第4条に定める設置期間内において、毎月末ごとに前項の規定により計算した売上手数料を、翌月の8日（当日が土日または国民の祝日に関する法律に定める日の場合はその翌日）までに報告しなければならない。

3 乙は、前項の規定による売上手数料を甲の指定する日までに甲に支払うものとする。

（使用料）

第7条 大竹市行政財産の使用料に関する条例（昭和49年10月8日条例第34号）第2条別表第1に規定する使用料は、甲が乙に対して別に発行する大竹市公有財産管理規則（昭和44年5月19日規則第13号）の使用許可書に基づく請求により土地の使用料を支払うものとする。

（電気料およびその支払）

第8条 乙は、当該自動販売機に電気料を計測するためのメーター（以下「子メーター」という。）を設置しなければならない。

2 乙は、毎月末ごとに前項の規定により設置した子メーターの表示数値を、翌月の8日（当日が土日または国民の祝日に関する法律に定める日の場合はその翌日）までに報告しなければならない。

3 甲の発行する納入通知書により、乙は納期限までに前項の電気料を甲に支払わなければならない。

（費用負担）

第9条 自動販売機及び回収ボックスの設置及び撤去に要する費用は、乙の負担とする。

2 子メーターを設置する費用は、乙が負担する。なお、設置に当たっては、甲の指示に従うものとする。

（瑕疵担保等）

第10条 乙はこの契約締結後、設置場所に数量の不足又は隠れた瑕疵のあることを発見しても、甲に対し、第7条に規定する使用料の減免若しくは損害賠償の請求をすることができない。

（転貸の禁止）

第11条 乙は、甲の承認を得ないで設置場所を第三者に転貸し、又は設置場所の権利を譲渡してはならない。

（管理義務）

第12条 乙は、設置場所を常に善良な管理者の注意をもって維持保全しなければならない。

（一括委託の禁止）

第13条 乙は、本契約に基づく自動販売機設置事業の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託してはならない。

（第三者への損害の賠償義務）

第14条 乙は、設置場所を指定用途に供したことにより第三者に損害を与えたときは、甲の責に帰すべき事由によるものを除き、その賠償の責を負うものとする。

2 甲が、乙に代わって前項の賠償の責を果たした場合には、甲は、乙に対して求償することができるものとする。

（通知義務）

第15条 乙は、設置場所の全部又は一部が滅失又は毀損した場合は、直ちにその状況を知しなければならない。

（商品等の盗難又は毀損）

第16条 甲は、設置された自動販売機、回収ボックス、当該自動販売機で販売する商品若

しくは当該自動販売機内の売上金又は釣り銭の盗難又は毀損について、甲の責に帰することが明らかな場合を除き、その責を負わない。

(秘密の保持等)

第 17 条 乙は、自動販売機の保守及び管理に際して、自動販売機の設置場所に乙及び乙の委任を受けた技術者等を立ち入らせる場合には、必ず身分証明書を携行させるものとする。

2 乙は、本契約の履行に際し知り得た甲の業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。また、この契約の終了後においても同様とする。

(実地調査等)

第 18 条 甲は、設置期間中、必要に応じて、乙に対し設置場所や売上状況について所要の報告若しくは資料の提出を求め又は実地に調査することができる。この場合は、乙はその調査を拒み、若しくは妨げ又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(契約の解除)

第 19 条 甲は、次の各号のいずれかに該当する事態が生じた場合には、本契約を解除することができる。

(1) 甲において、公用、公共用又は公益事業の用に供するため設置場所を必要とするとき。
(2) 乙が目的物件を第 3 条に規定する用途に使用しないとき又はその用途に使用することをやめたとき。

(3) 乙が第 11 条から第 13 条の規定に違反したとき。

(4) その他乙が、この契約上の義務を履行しないとき。

2 前項第 2 号から第 4 号の契約解除により損失をこうむることがあっても、甲は、乙の損失を補償しないものとする。

3 甲は、乙に次の各号のいずれかに該当する行為又は事実があった場合には、乙に対し催告その他何らの手続きを要することなく、直ちに本契約を解除することができる。

(1) 使用料その他の債務の支払を納期限から 2 か月以上怠ったとき。

(2) 手形・小切手が不渡りとなったとき、又は銀行取引停止処分を受けたとき。

(3) 差押・仮差押・仮処分・競売・保全処分・滞納処分等の強制執行の申立てを受けたとき。

(4) 破産、特別清算、民事再生、会社更生等の申立てを受け、若しくは申立てをしたとき。

(5) 甲の書面による承諾なく、乙が 2 か月以上設置場所を使用しないとき。

(6) 甲の信用を著しく失墜させる行為をしたとき。

(7) 乙の信用が著しく失墜したと甲が認めるとき。

(8) 主務官庁から営業禁止又は営業停止処分を受け、自ら廃止、解散等の決議をし、又は事実上営業を停止したとき。

(9) 資産、信用、組織、営業目的その他事業に重大な変動を生じ、又は合併を行うこと等により、甲が契約を継続しがたい事態になったと認めたとき。

(10) 前各号に準ずる事由によし、甲が契約を継続しがたいと認めたとき。

(暴力団等排除に係る解除)

第20条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 代表役員等又は一般役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が、集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。
- (2) 代表役員等又は一般役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) 代表役員等又は一般役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (4) 前3号のほか、代表役員等又は一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に批難されるべき関係を有していると認められるとき。

(暴力団等から不当介入の排除)

第21条 乙は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から不当要求又は業務妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、その旨を直ちに甲に報告するとともに大竹警察署に届け出なければならない。

- 2 乙は、前項の場合において、甲及び大竹警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。
- 3 乙は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに甲に報告するとともに、被害届を速やかに大竹警察署に提出しなければならない。

(設置場所の明け渡し)

第22条 設置期間が満了したとき又は第19条もしくは第20条の規定により解約したときは、乙は、直ちに自動販売機を撤去し、設置場所を甲に明け渡さなければならない。

(原状回復義務)

第23条 次の各号のいずれかに該当するときは、乙は、自己の負担において設置場所を原状に回復しなければならない。ただし、甲が適当と認めたときは、この限りではない。

- (1) 乙の責に帰すべき事由により、設置場所を滅失又は毀損したとき。
- (2) 前条の規定により設置場所を甲に明け渡すとき。
- 2 甲は、乙が前項の義務を履行しないときは、設置場所を原状に回復し、乙からその費用を徴収することができる。
- 3 乙は、前2項の場合において、第1項ただし書の規定による場合を除き、既納の使用料は還付しない。

(損害賠償)

第 24 条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときはその損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

2 甲が第 19 条第 1 項第 1 号の規定によりこの契約を解除した場合において、乙に損害が生じたときは、乙は、甲に対しその補償を請求できるものとする。この場合の補償額は、第 7 条で定める期間内の使用料を、月割計算により解除した日の属する月以後の契約の残期間相当分につき算定した額を限度とする。

(有益費等の請求権の放棄)

第 25 条 第 23 条の規定により、設置場所を明け渡す場合において、乙が設置場所に投じた改良費等に有益費、修繕費その他の費用があっても、乙はこれを甲に請求しないものとする。

2 甲の承認の有無にかかわらず、乙が施した造作については、本契約の終了の場合において、乙は、その買取りの請求をすることができない。

(契約の費用)

第 26 条 この契約に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義の決定)

第 27 条 この契約に関し疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(管轄裁判所)

第 28 条 本契約に関する訴えの管轄は、甲の事務所の所在地を管轄する広島地方裁判所を第一審の裁判所とする。

この契約の成立を証するため、この契約書 2 通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 6 年 ●月 ●日

甲 大竹市小方一丁目 1 1 番 1 号
大竹市
代表者 大竹市長 入山 欣郎

乙